

水力発電設備・変電設備等における騒音・振動発生施設の電気事業法に基づく工事計画の届出漏れ等一覧

事業場	騒音・振動発生施設					該当法令 ^{*1}				
		容量 (kW)	台数	使用開始年月	電気事業法第48条第1項		電気関係報告規則第4条			
					工事計画の届出漏れ		指定地域になった際の届出漏れ			
					騒音	振動	騒音	振動		
水力発電設備	兵庫	大河内発電所	空気圧縮機	170	3	H4.10				
				150	3	H5.12				
		送風機	15	3	H4.10					
			18.5	3						
			22	6						
			11	3	H5.12					
			11	1	H9.3					
			11	1	H10.3					
		空気圧縮機	95	1	S49.6					
			95	1	S50.4					
	170		3	H10.4						
	130		4	H19.1						
	奥多々良木発電所	送風機	11	4	S49.6					
			15	8						
			18.5	32						
			22	15						
			30	2						
			37	1						
			55	15						
			11	3		H10.4				
15	3									
22	3									
変電設備	大阪	北大阪変電所	空気圧縮機	22	1	S53.9				
				22	1	S53.12				
				22	2	S55.2				
		東大阪変電所	空気圧縮機	22	2	S53.9				
		小曾根変電所	空気圧縮機	22	2	S53.12				
		古川橋変電所	空気圧縮機	11	2	S61.1				
		枚方変電所	空気圧縮機	11	2	H10.4				
		御幣島変電所	空気圧縮機	11	2	H5.10				
		道頓堀変電所	送風機	7.5	1	S42.8				
				11	2					
	百済変電所	送風機	18.5	2	S48.1					
	長曾根変電所	送風機	7.5	1	S63.7					
	高津変電所	送風機	30	4	H4.5					
	信貴変電所	送風機	11	2	H5.12					
	りんくう変電所	送風機	22	3	H8.3					
			30	3						
	京都	島原変電所	送風機	15	2	H14.5				
	兵庫	西神戸変電所	送風機	7.5	2	H11.2				
				11	3	S52.4				
		伊丹変電所	空気圧縮機	11	2	S53.2				
11				4	S54.1					
姫路変電所		空気圧縮機	11	4	S54.10					
網干変電所		空気圧縮機	11	2	S55.4					
北摂変電所		空気圧縮機	22	4	H13.3					
東播変電所		送風機	11	1	H7.5					
神戸変電所		送風機	7.5	2	H17.3					
猪名川変電所		送風機	7.5	2	H19.3					
奈良	新奈良変電所	空気圧縮機	11	4	H58.11					
	新生駒変電所	送風機	7.5	1	H12.4					
和歌山	海南港変電所	空気圧縮機	22	4	S61.1					
電力設備発	兵庫	赤穂発電所 ^{*2}	通風機	18	2	H6.11				
			空気圧縮機	7.5	1	H15.2				
和歌山	海南発電所 ^{*2}	送風機	10	1	H3.3					
その他	大阪	電気室 ^{*3}	送風機	7.5	1	H10.11				
		電気室 ^{*3}	送風機	11	1	H15.11				
	兵庫	電気室 ^{*3}	送風機	7.5	1	H8.8				
		電気室 ^{*3}	送風機	11	2	H11.12				
		電気室 ^{*3}	送風機	7.5	2	H11.9				
		電気室 ^{*3}	送風機	11	2	H15.5				
		電気室 ^{*3}	送風機	11	2	H19.9				
		三宮楠橋線	送風機	7.5	3	H11.4				
	奈良	東大和開閉所	送風機	7.5	2	H11.4				
	和歌山	電気室 ^{*2}	送風機	7.5	1	H4.4				
						47	20	6	2	

*1:電気事業法(抜粋)

第48条1項(電気事業法施行規則第65条別表第四)

騒音規正法・振動規正法に基づく指定地域内において、発電所、変電所等の事業場における特定施設(空気圧縮機、送風機等)の設置等の工事については、その計画を届出なければならない

電気関係報告規則第4条[14号(騒音)、15号(振動)]

特定施設を設置する変電所等の場所が指定地域になった場合、あるいは指定地域内に設置される電気工作物が特定施設になった場合には、その旨を届出なければならない

*2:火力発電設備の届出漏れについては、H21.6~7に実施した追加調査の結果。(H21.8.13に経済産業省へ報告)

*3:大規模供給箇所では、電気室に当社の変圧器等を設置させていただいている。